

青森県報

第六百七十号

令和五年
十月四日
(水曜日)

目次

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課) ……一

○肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……一

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(東青地域民局) ……二

公 営 企 業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院管理局) ……二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

グループウェアシステム等更新業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和五年九月二十日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

六 契約金額

三千四百二十三万六千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により令和五年九月二十五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年十月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
------	-------	-------	--------------	--------	-----------------

青森県第 三一八号	肉骨粉	M, B, M	窒素全量 八・〇 りん酸全量 八・〇	公定規格 のとおり	三共理化学工業 株式会社
青森県第 三一九号	乾血及びそ の粉末	二B, M, 一	窒素全量 一・二・〇	公定規格 のとおり	東京都渋谷区 代々木一丁目 五五の五
青森県第 三二〇号	蒸製毛粉	F 一三	窒素全量 一三・〇	公定規格 のとおり	

出先機関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を令和五年九月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年十月四日

東青地域県民局長 宇野 武

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月四日

青森県病院事業管理者 吉田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
電子カルテ等基幹システム仮想化基盤増強に係る機器等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部情報管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和五年八月十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
青森市古川二丁目二〇の三
- 六 契約金額
二億四百五十七万三千六百元
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭